



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年
No.10
事例1

疑義照会・処方医への情報提供

禁忌



事例

【事例の詳細】

久しぶりに来局した20歳代女性患者の処方箋を応需した。患者は尋常性ざ瘡と診断され、ディフェリンゲル0.1%が処方された。患者には、1年以上前にディフェリンゲル0.1%の処方歴があった。薬剤師が、交付時に妊娠の有無について確認したところ、現在妊娠中であり、そのことを処方医には伝えていなかったことがわかった。ディフェリンゲル0.1%は、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に禁忌であるため疑義照会を行った結果、イオウ・カンフルローション「東豊」に変更となった。

【推定される要因】

処方医が、患者に妊娠の有無を確認し忘れたと考えられる。また、患者自身も妊娠中であることを処方医に伝えていなかった。

【薬局での取り組み】

妊娠の可能性のある年齢の患者にディフェリンゲル0.1%が処方された場合は、初回処方時だけでなく、久しぶりに処方された際にも妊娠の有無を確認する。



その他の情報

ディフェリンゲル0.1%の添付文書 2023年1月改訂(第1版)(一部抜粋)

- 2.禁忌(次の患者には投与しないこと)
 - 2.2 妊婦又は妊娠している可能性のある女性
- 3.組成・性状
 - 3.1 組成
有効成分 1g中 アダパレン 1mg
- 9.特定の背景を有する患者に関する注意
 - 9.5 妊婦

妊婦又は妊娠している可能性のある女性には使用しないこと。妊娠した場合、あるいは妊娠が予想される場合には医師に知らせるよう指導すること。



事例のポイント

- アダパレンを含有する外用薬の尋常性ざ瘡治療薬には、ディフェリンゲル0.1%の他に、後発医薬品や過酸化ベンゾイルとの配合剤であるエピデュオゲルが販売されており、いずれも妊婦又は妊娠している可能性のある女性に禁忌である。
- 尋常性ざ瘡は、思春期以降に発症する毛包脂腺系の慢性炎症性疾患であり、若い世代の患者に発症することが多い。妊娠可能な年代の女性にアダパレンを含有する製剤が処方された場合は、妊娠または妊娠している可能性を確認したうえで調剤を行う必要がある。
- 妊娠している患者の中には、内服薬の胎児への影響に関して意識は高くても、外用薬は影響がないと思込み、医師や薬剤師に妊娠している事実を伝えない患者がいる。妊娠可能な年代の女性にアダパレンを含有する外用薬が処方された際、薬剤師は患者に、妊婦または妊娠している可能性のある女性には使用できないことを説明し、薬剤使用中に妊娠した場合あるいはその可能性が生じた場合には使用を中止し、医師に知らせるよう、説明を行うことが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話: 03-5217-0281 (直通) FAX: 03-5217-0253 (直通)
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。